

横芝光町農業委員会 8月第5回定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月5日(月) 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (11名)

会 長	4番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8番	伊藤 博明		
委 員	1番	小川 文彦	2番	川島 理昭
	3番	永野 邦子	5番	伊藤 直樹
	6番	花澤 成晃	9番	鈴木 茂樹
	10番	下高原 美津子	11番	伊藤 裕児
	12番	秋葉 芳明		

4. 欠席委員 7番 向後 隆輝

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
主幹兼農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和6年8月第5回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、ご多用のところご臨席いただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。</p> <p>(佐藤町長あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。</p> <p>本日は、7番 向後 隆輝委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議長の方に入らせていただきます。これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。</p> <p>2番 川島 理昭委員、8番 伊藤 博明委員、お願いします。</p>

事務局

会議書記には、いつもどおり事務局の布施主幹を指名しますのでよろしくをお願いします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和6年8月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の3条の許可申請は、4件です。なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、尾垂イ字堀込の田5筆、4, 145㎡です。

農地を相続したものの、町外に居住し、農業をしてない譲渡人から経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人は、水稻の作付けを予定しています。

2件目は、尾垂イ字野中の畑2筆、宇宮耕地の畑1筆、合計3筆475㎡です。

農地を相続したものの、町外に居住し、農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転しようとする申請です。

昨年から、申請地の隣接地でモリンガを栽培しており、申請地でもモリンガの栽培を予定しております。

3件目は、芝崎字向野の田3筆、3, 063㎡です。

農業をやめたい譲渡人から譲受人へ所有権移転をしようとする申請です。

譲受人は、隣接する農地を所有しており、申請地を取得することで作業の効率化が図られます。申請地では、水稻の作付けを予定しています。

4件目は、原方字衣沖の田1筆、字下根前原の田1筆、字池田の畑1筆、字関下の田1筆、合計5筆、7, 808㎡です。

譲渡人が農地の処分のため、経営規模拡大をしたい譲受人へ、所有権を移転しようとするものです。

申請地では、植木、水稻の作付けを予定しております。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。以上、議案第1号の説明でございます。

議 長

ありがとうございました。ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。はじめに、1件目の案件について、資料記載のとおり、伊藤直樹委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤直樹委員の本件への質疑を禁止いたします。

担当委員の説明ですが、地区を担当する伊藤直樹委員に代わって向後隆輝委員欠席ですので、事務局から報告をお願いします。

事務局

昨日、向後隆輝委員より報告がありました。現地調査を行った内容を報告いたします。

「農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。現地を確認したところ問題ないと思います。よろしくをお願いします」とのことでした。

議 長

ありがとうございました。説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで伊藤直樹委員への発言禁止を解きます。

議 長

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5 番 5 番 伊藤です。農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。譲受人は昨年からモリンガを栽培しており、現地を確認したところ、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりましたので2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

2 番 2 番 川島です。農業をやめたい譲渡人から、作業効率のため農地を取得したい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。現地を確認したところ、耕作しており問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9 番

9 番 鈴木です。農地を処分したい譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ、売買により所有権移転するものです。現地を確認したところ、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。説明が終わりましたので4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年8月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の5条の許可申請は、6件です。

譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

まず申請地①は、横芝字大島の田1筆、985㎡です。

転用の目的は太陽光発電設備の設置になります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝駅から南西へ約1.2kmの位置にあります。

譲受人は東京都にある会社で再生可能エネルギー事業を営んで

おり、県内では匝瑳市や一宮町で同様に太陽光発電事業を行っているとのことです。

申請地は横芝地区の大島に所在しており、宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地として第2種農地と判断しました。

発電に用いるパネルは140枚、パワコンは9台で、売電先は東京電力パワーグリッド株式会社です。

また、この土地は両総土地改良区の受益地から除外済であり、軽く転圧をかけるのみで、砂利やコンクリート敷きにはしません。雨水は地下浸透で処理します。

転用期間は令和6年10月14日から令和6年11月4日までを予定しております。

建設費等は、自己資金から賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

続いて申請2件目の土地は、鳥喰上字松ヶ島の田1筆、848㎡です。

転用の目的は駐車場の一時転用となります。

申請地②の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は横芝小学校から南西へ約1kmの位置にあり、周辺をおおむね10ha以上の集団的に存在する農地とみて、「第1種農地」と判断しました。

譲受人は横芝光町を発注者とする町道I-9号線舗装修繕工事を受注した建設事業者で、I-9号線は東町の森川スタンドを起点に西へ進んで山武市との境を終点とする1級町道であります。工期は令和6年6月5日から12月25日までであるものの、鳥喰上周辺の舗装工事は一ヶ月あれば間に合うことから、最短の一時転用期間として令和6年9月の一か月間を申請したところです。

敷地には農地への復元が容易になるよう敷鉄板を敷く対応とします。

排水は、雨水のみで敷地への自然浸透で対応します。

近隣農地所有者へ事業内容の説明を行っており、意見はありませんでした。

土地の賃借費用、整地費等は、自己資金により賄う予定であり、預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しています。

続きまして3件目ですが、申請地③～⑤の転用申請は内容が同一ですので、一括して説明させていただきます。場所は、牛熊字東耕地の田6筆、合計2,793㎡です。

転用の目的は圏央道建設工事に係る工事用道路として、一時転用するものとなります。

申請地記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は松尾横芝インターから北東へ約3.6kmの位置にあり、町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用事業であり、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

申請地は圏央道建設工事現場に近接しており、橋梁架設の本体工事と本体工事を進めるための施行ヤードの整備工事を同時に進める必要があり、現在の進入路では資材の搬出入が輻輳し工事の円滑な進行に支障がでるため、工事用道路を新設し動線を分離するものです。

譲受人は圏央道事業の維持管理を行う法人であり、車両通行部分は敷鉄板を敷設します。

雨水は敷地内自然浸透とします。雑排水は発生しません。

申請地は成田用水土地改良区の受益地ではありますが、一時転用することに同意を得ております。また、隣接農地所有者へ転用内容の説明を行っており、意見はありませんでした。

工事期間は令和6年9月1日から令和8年12月31日までを予定しており期間終了後は、敷鉄板を撤去し、もとの農地へ復元します。

譲渡人、譲受人双方から農地復元誓約書が提出されており、農地への復元については問題がないと考えられます。

土地賃借料、整地費は、圏央道事業の全体予算から支出する予定であり、資金は社債により調達済であることを確認しています。

続いて申請地⑥の転用申請についても圏央道事業関連ですが、場所が別であるため、分けて説明させていただきます。場所は、姥山字熊谷の畑1筆、692㎡です。

転用の目的は圏央道建設工事に係る施行ヤードとして一時転用するものです。

申請地記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は松尾横芝インターから北東へ約1.2kmの位置にあり、ここは第2種以外のいずれの要件にも該当しない農地であるため、「第2種農地」と判断しました。

申請地は圏央道建設工事現場に近接しており、ボックスカルバートの据付工事を進めるために工事関係者が出入りするための施行ヤードとして転用するものです。工事資材を置く予定はありません。

譲受人は圏央道事業の維持管理を行う法人であり、申請地全体に土木シートを張ってから敷鉄板を敷設します。

雨水は敷地内から勾配により既設町道側溝へ流下とします。雑排水は発生しません。

申請地は成田用水土地改良区の受益地ではありますが、一時転用することに同意を得ております。

工事期間は令和6年9月1日から令和9年3月31日までを予定しており期間終了後は、敷鉄板とシートを撤去し、もとの農地へ復元します。

譲渡人、譲受人双方から農地復元誓約書が提出されており、農地への復元については問題がないと考えられます。

土地賃借料、整地費は、圏央道事業の全体予算から支出する予定であり、資金は社債により調達済であることを確認しています。

以上、議案第2号の説明でございます。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終了しました。

はじめに、1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番 1 1 番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ耕作は行われておらず、土地改良区の除外同意があることから転用はやむを得ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりましたので、1 件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、1 件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1 件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、2 件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番 1 1 番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ耕作は行われておらず、土地改良区の一時期転用同意があることから転用はやむを得ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりましたので、2 件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、2 件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2 件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議 長 次に、3 件目から5 件目までは、圏央道建設工事に係る工事用道路の一時期転用で同一内容です。ゆえに一括して審議を行いたいと思ひます。

3 件目から5 件目まで、担当委員の説明を求めます。

1 番 1 番 小川です。本件は、現地を確認したところ耕作は行われておらず、土地改良区の一時的転用同意があることから転用はやむを得ないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、3件目から5件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、3件目から5件目までの案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目から5件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番 1 番 小川です。本件も、現地を確認したところ耕作は行われておらず、土地改良区の一時的転用同意があることからやはり転用はやむを得ないと思われます。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりましたので、6件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、6件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長 日程第4 議案第3号 令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和6年8月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、中間管理機構設定が30件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は資料に記載のとおりです。

設定する権利は、すべて賃借権です。

1件目は、谷中字長谷の田1筆、字迎前の田3筆、字廣町の田2筆、合計6筆、7,896㎡、期間は約10年間です。

2件目は、宮川字道正の田1筆、1,318㎡、期間は約10年間です。

3件目は、宮川字高田の田2筆、字西ノ浦の田2筆、字表の田3筆、字関場の田2筆、字水神の田3筆、合計12筆、24,431㎡、期間は約10年間です。

4件目は、篠本字向田の田1筆、字田中崎の田1筆、字山ノ崎の田2筆、字太田の田4筆、合計8筆、7,117㎡、期間は約10年間です。

5件目は、篠本字向田の田1筆、字田中崎の田3筆、合計4筆、3,671㎡、期間は約10年間です。

6件目は、栗山字関内の田1筆、鳥喰新田字南新田の田3筆、字一本松の田5筆、鳥喰上字水神の田2筆、字桜島の田2筆、合計

13筆、20,281㎡、期間は約10年間です。

7件目は、宮川字作間内後の田1筆、字作間内の田2筆、合計3筆、2,594㎡、期間は約10年間です。

8件目は、於幾字橋本の畑6筆、1,544㎡、期間は5年間です。

9件目は、於幾字竹ノ後の田1筆、字踊台の田2筆、字大沼の田1筆、字小沼の田6筆、字札前の田2筆、字川口田の田4筆、字熱田の田2筆、坂田字道籠の田1筆、合計19筆、15,122.14㎡、期間は約10年間です。

10件目は、坂田字境田の田2筆、坂田池字古賀の田4筆、合計6筆、4,313㎡、期間は約10年間です。

11件目は、坂田字折戸の田3筆、字幸改田の田1筆、合計4筆、4,124㎡、期間は約5年間です。

12件目は、谷台字東耕地の田6筆、4,378㎡、期間は約5年間です。

13件目は、谷台字東耕地の田3筆、字西耕地の田3筆、合計6筆、7,658㎡、期間は約10年間です。

14件目は、木戸字二十六割の畑1筆、2,095㎡、期間は10年間です。

15件目は、木戸字二十六割の畑1筆、3,820㎡、期間は約10年間です。

16件目は、木戸字二十六割の畑3筆、2,300㎡、期間は10年間です。

17件目は、木戸字二十六割の畑1筆、1,712㎡、期間は10年間です。

18件目は、木戸字二十六割の畑1筆、1,500㎡、期間は10年間です。

19件目は、木戸字二十六割の畑2筆、3,170㎡、期間は10年間です。

20件目は、宮川字入表の畑2筆、3,328㎡、期間は10年間です。

21件目は、宮川字入表の畑6筆、4,011㎡、期間は10年間です。

22件目は、宮川字入表の畑1筆、1,050㎡、期間は10年間です。

23件目は、宮川字入表の畑1筆、930㎡、期間は10年間です。

24件目は、宮川字入表の畑1筆、1,984㎡、期間は10年間です。

25件目は、宮川字字垂の田1筆、字西ノ浦の田1筆、合計2筆、3,643㎡、期間は約10年間です。

26件目は、宮川字西ノ浦の田1筆、657㎡、期間は約10年間です。

27件目は、於幾字西田の田3筆、字踊台の田1筆、字北沖下の田3筆、字大沼の田1筆、字小沼の田3筆、字札前の田1筆、雨田の田3筆、合計15筆、11,430㎡、期間は約10年間です。

28件目は、寺方字東中島の田2筆、1,078㎡、期間は約10年間です。

29件目は、於幾字橋本の畑1筆、1,500㎡、期間は約5年間です。

30件目は、於幾字西田の田3筆、895㎡、期間は約10年間です。

なお、本計画(案)につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

議案第3号は、中間管理機構設定についてですけれども、説明があったとおり審議件数が大変が多いため、耕作者ごとに採決を行いたいと思います。

はじめに1件目と2件目の案件について質疑を行います。質疑あればお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、1件目と2件目の案件についての採決を行いたいと思います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目と2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、3件目から7件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、3件目から7件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目から7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、8件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、8件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって8件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、9件目から11件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、9件目から11件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって9件目から11件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、12件目と13件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、12件目と13件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって12件目と13件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、14件目と15件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、14件目と15件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって14件目と15件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、16件目から24件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、16件目から24件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって16件目から24件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、25件目と26件目の案件については、資料に記載されているとおり、鈴木茂樹委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、鈴木茂樹委員への質疑を禁止いたします。

それでは25件目と26件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、25件目と26件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって25件目と26件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

鈴木茂樹委員への発言禁止を解きます。

次に、27件目から30件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、27件目から30件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

事務局	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって27件目から30件目の案件については、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>以上をもちまして、令和6年8月第5回農業委員会定例総会を閉会します。</p>
-----	---